

# 日野川地域森林計画書（第2回変更）

（日野川森林計画区）

樹立年月日	令和元年12月27日
変更年月日(第1回)	令和3年3月31日
変更年月日(第2回)	令和3年12月23日

計画期間	自	令和2年4月1日
	至	令和12年3月31日

鳥 取 県

# 地域森林計画の変更について

## 1 変更の根拠

全国森林計画の変更に伴う変更および  
森林法第5条第5項の規定による地域の情勢の変化によるもの

## 2 変更の要旨

記載事項の変更

「Ⅱの第3の1の森林の立木竹の伐採に関する事項」

「Ⅱの第3の2の造林に関する事項」

「Ⅱの第3の3の間伐及び保育に関する事項」

「Ⅱの第3の4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

「Ⅱの第3の5の林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」

「Ⅱの第3の6の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他  
森林施業の合理化に関する事項」

「Ⅱの第4の1の森林の保全に関する事項」

「Ⅱの第6の1の間伐立木材積その他の伐採立木材積」

「Ⅱの第6の2の間伐面積」

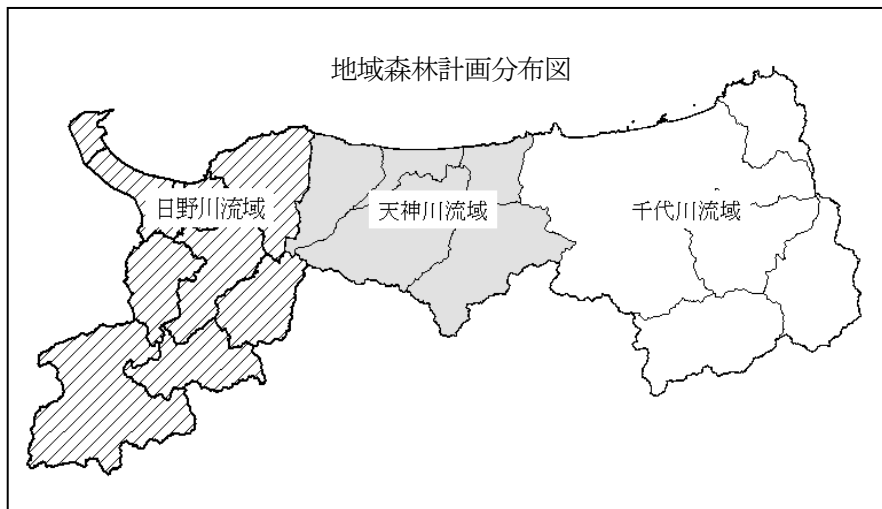
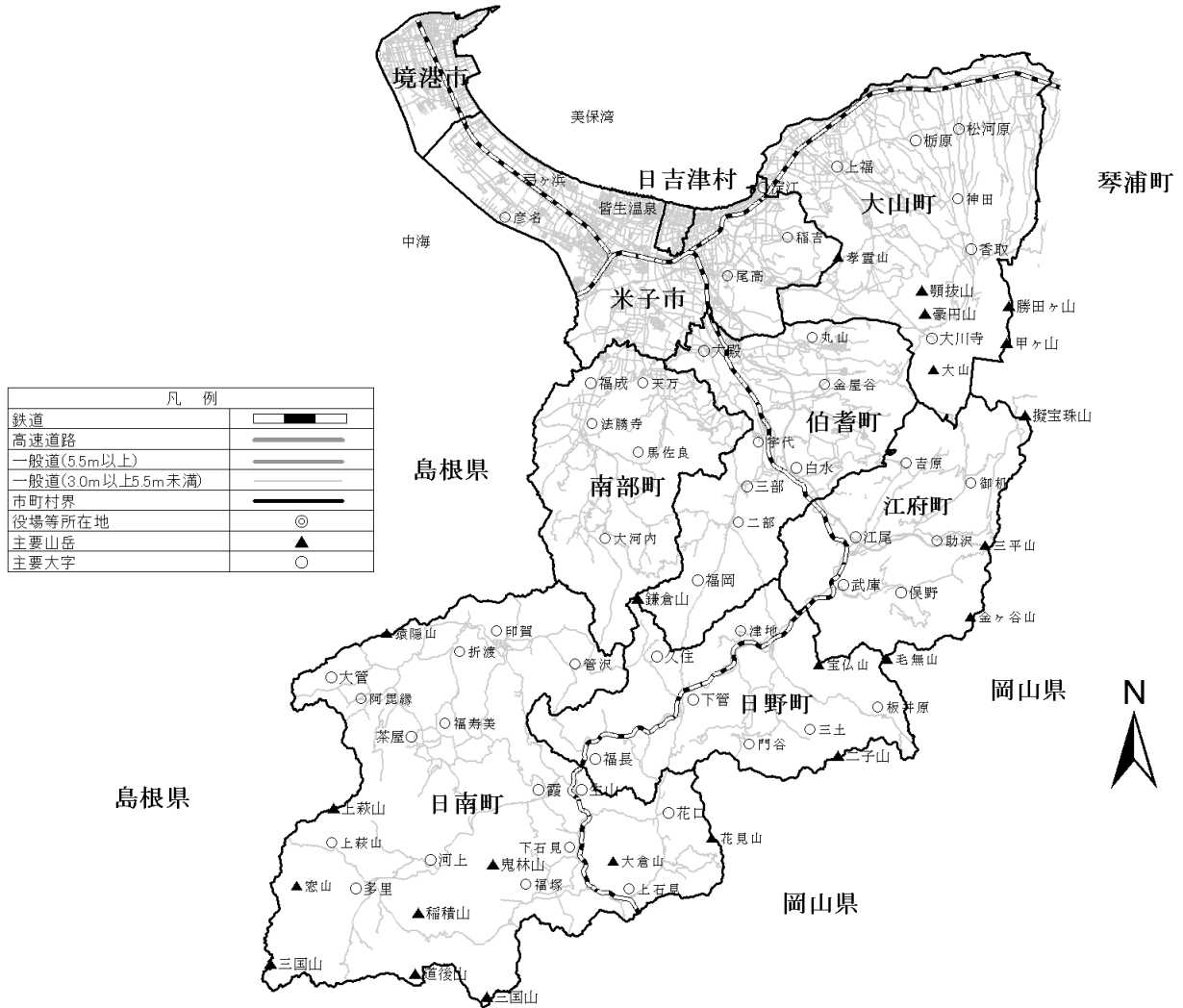
「Ⅱの第6の3の人工造林及び天然更新別の造林面積」

# 目次

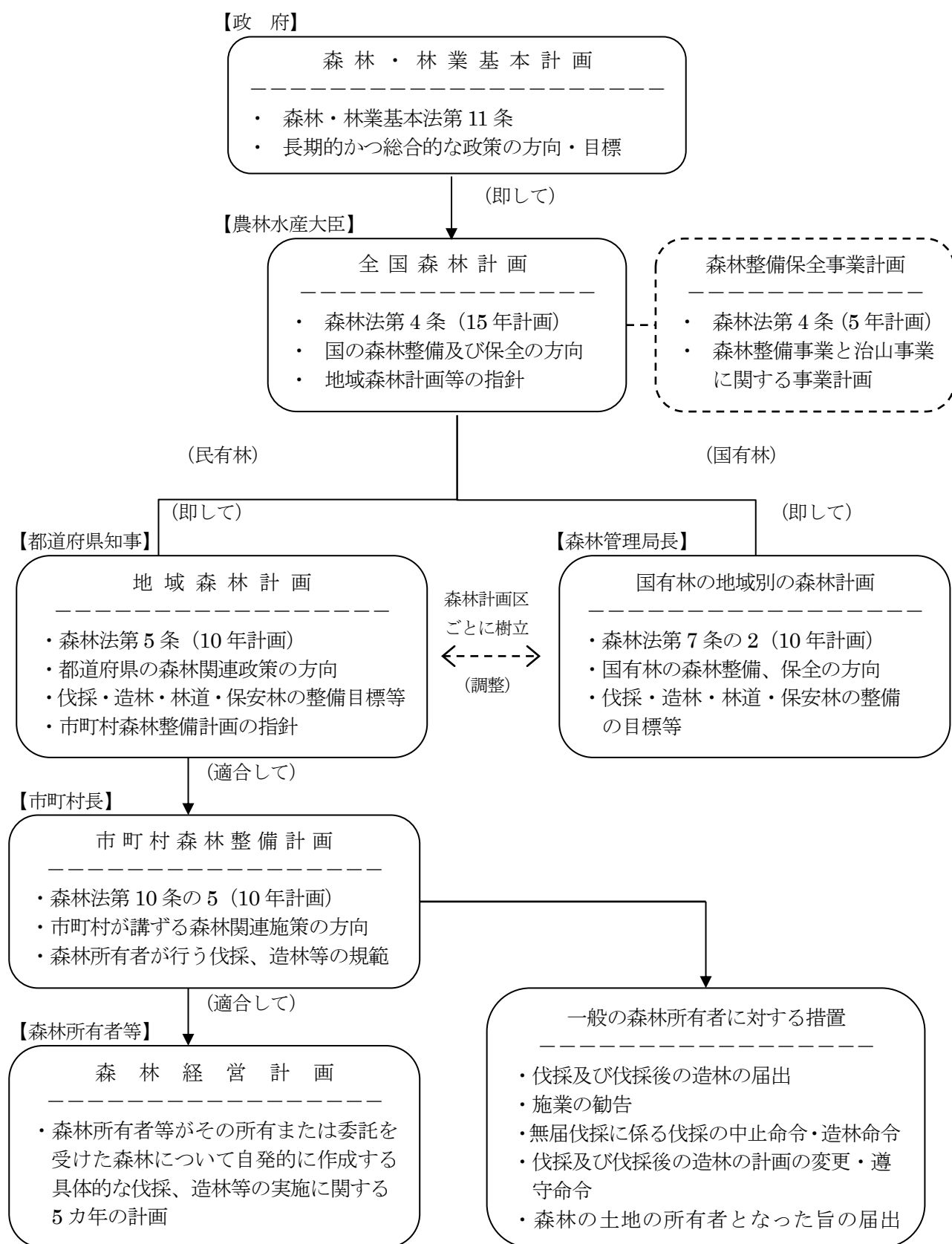
日野川地域森林計画区概況図.....	1
森林計画制度の体系図.....	2
I 計画の大綱.....	3
1 森林計画区の概要.....	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	3
3 計画樹立に当たっての基本的考え方.....	3
II 計画事項.....	4
第2 森林の整備及び保全に関する事項.....	4
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項.....	4
(1) 森林の整備及び保全の目標.....	4
(2) 森林の整備及び保全の基本方針.....	5
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等.....	5
2 その他必要な事項.....	5
第3 森林の整備に関する事項.....	6
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）.....	6
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針.....	6
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針.....	7
(3) その他必要な事項.....	7
2 造林に関する事項.....	7
(1) 人工造林に関する指針.....	7
(2) 天然更新に関する指針.....	8
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針.....	8
(4) その他必要な事項.....	8
3 間伐及び保育に関する事項.....	8
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針.....	9
(2) 保育の標準的な方法に関する指針.....	9
(3) その他必要な事項.....	9
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項.....	9
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針.....	9
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針.....	10
(3) その他必要な事項.....	10
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項.....	10
(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方.....	10
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方.....	11
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方.....	11
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方.....	11
(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法.....	11
(6) その他必要な事項.....	11
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項.....	11
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 及び森林施業の共同化に関する方針.....	11
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針.....	11
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	11
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	11

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針.....	12
(6) その他必要な事項.....	12
第4 森林の保全に関する事項.....	12
1 森林の土地の保全に関する事項.....	12
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等.....	12
(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	12
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	13
(4) その他必要な事項.....	13
2 保安施設に関する事項.....	13
(1) 保安林の整備に関する方針.....	13
(2) 保安施設地区に関する方針.....	13
(3) 治山事業に関する指針.....	13
(4) その他必要な事項.....	13
3 鳥獣害の防止に関する事項.....	13
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針.....	13
(2) その他必要な事項.....	13
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	13
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針.....	13
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）.....	13
(3) 林野火災の予防の方針.....	13
(4) その他必要な事項.....	13
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項.....	13
(1) 保健機能森林の区域の基準.....	14
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項.....	14
(3) その他必要な事項.....	14
第6 計画量等.....	14
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積.....	14
2 間伐面積.....	14
3 人工造林及び天然更新別の造林面積.....	15
4 林道の開設又は拡張に関する計画.....	15
5 保安林整備及び治山事業に関する計画.....	15
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	15
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	15
(3) 実施すべき治山事業の数量.....	15
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期.....	15
第7 その他必要な事項.....	15
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法.....	15
2 その他必要な事項.....	15

# 日野川森林計画区概況図



# 森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概要

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## Ⅱ 計 画 事 項

### 第 1 地域森林計画の対象とする森林の区域

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### 第 2 森林の整備及び保全に関する事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注 1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注 2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。



## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が育成・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

## (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## 2 その他必要な事項

該当なし

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

##### ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地域	樹種	生産目標	期待径級(cm)
日野川森林 計画区一円	スギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造作材	34
	マツ	一般材	18
		梁桁材	28

##### イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし、伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とすること。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## (3) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## 2 造林に関する事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れたものの導入や少花粉スギ等花粉症対策に資する苗木の導入を検討するよう努めること。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### (ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ ヒノキ マツ	中仕立て	3,000
	疎仕立て	1,600

##### (イ) 人工造林の標準的な方法の指針

###### a 地拵えの方法

植え付けの障害となる雑草、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。

急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で柵積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。

###### b 植付け方法

苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

###### c 樹下植栽の標準的方法

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林と定められている伐採跡地では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以

内に造林を行うこととする。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内に造林を行うこととする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地では、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合は、その後2年以内に造林を行うこととする。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

#### (ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

#### (イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、市町村森林整備計画においてその基準を定め、的確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

## (4) その他必要な事項

該当なし

## 3 間伐及び保育に関する事項

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針**

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

樹種	施業体系	間伐時期（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			
ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15～20	25～35			

(注) ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

**(2) 保育の標準的な方法に関する指針**

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△									
	つる切							←	△	→		←	△	→					
ヒノキ	除伐									←	○	→			←	△	→		
	鬮こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○	→	←		△	→

(注) △は必要に応じて実行する。

下刈りの実施時期については、樹種の生育状況や植生の種類、植生高により判断するものとし、状況に応じて下刈りの回数を削減、実施期間の短縮ができるものとする。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

**(3) その他必要な事項**

該当なし

**4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項**

**(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針**

**ア 区域の設定の基準**

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち林地生産力及び施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

**イ 施業の方法に関する指針**

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

**(3) その他必要な事項**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

**5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項**

**(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方**

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

基幹路網の現状

(単位 延長：km)

区分	路線数	延長
基幹路網	228	313.35
うち林業専用道	30	42.56

**(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方**

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	85 以上	25 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	60 (50) 以上	15 以上
	架線系 作業システム	20 (15) 以上	15 以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 以上	5 以上

(注) 「急傾斜地の」〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

**(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(5) 林産物の搬出方法**

ア 林産物の搬出方法

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知)、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」(令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知)を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定めることとする。

イ 更新を確保するための搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

**(6) その他必要な事項**

該当なし

**6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項**

**(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

**(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

#### イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の改善・強化による安定的な雇用の継続を前提に、県内で年間50名程度の新規就労者の確保に努めることとし、それに対して県と国では支援措置を実施している。国では平成15年度から「緑の雇用担い手育成対策事業」、平成23年度から「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を、県では平成21年度から「鳥取県版緑の雇用支援事業」を実施し、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修等を実施する林業事業体及び自伐林家に対して支援を行っているほか、「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」により技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備等を支援し、林業事業体及び新規参入事業体の育成を推進しているところである。

さらに、若者等の新規参入を困難にしている一因である労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、チェーンソー防護衣等の着用の徹底や「とっとり森林緊急通報カード」の運用などの安全衛生教育の実施等を推進する。

#### ウ 林業経営基盤の強化

主たる林業事業体である森林組合については、組織の経営基盤の強化等を図るとともに、生産管理手法の導入や安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、林業経営基盤の強化に努めることとする。

### **(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(6) その他必要な事項**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

## **第4 森林の保全に関する事項**

### **1 森林の土地の保全に関する事項**

#### **(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等**

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

#### **(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法**

該当なし



### **(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

### **(4) その他必要な事項**

該当なし

## **2 保安施設に関する事項**

### **(1) 保安林の整備に関する方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(2) 保安施設地区に関する方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(3) 治山事業に関する指針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(4) その他必要な事項**

該当なし

## **3 鳥獣害の防止に関する事項**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(2) その他必要な事項**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

## **4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

### **(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(3) 林野火災の予防の方針**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

### **(4) その他必要な事項**

該当なし

## **第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

令和元年1月27日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 保健機能森林の区域の基準

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位：材積 1,000m<sup>3</sup>)

区分	総 数			主 伐			間 伐			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
総数	1,908	1,867	41	912	871	41	996	996	-	
前半5ヵ年の 計画量	915	896	19	411	392	19	504	504	-	
市 町 村	米子市	48	47	1	19	18	1	29	29	-
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	南部町	217	213	4	74	70	4	143	143	-
	伯耆町	192	189	3	69	66	3	123	123	-
	日吉津村	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	大山町	263	255	8	105	97	8	158	158	-
	日南町	685	671	14	402	388	14	283	283	-
	日野町	326	322	4	155	151	4	171	171	-
江府町	177	170	7	88	81	7	89	89	-	

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積	
総数	22,285	
前半5ヵ年の 計画量	11,277	
市 町 村	米子市	638
	境港市	0
	南部町	3,081
	伯耆町	3,360
	日吉津村	0
	大山町	3,273
	日南町	6,211
	日野町	3,345
江府町	2,377	

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分		人工造林	天然更新
総数		3,126	540
	前半5カ年の計画量	1,408	243
市町村	米子市	66	24
	境港市	1	0
	南部町	300	62
	伯耆町	255	69
	日吉津村	0	0
	大山町	341	59
	日南町	1,310	189
	日野町	552	62
	江府町	301	75

### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

#### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

#### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

#### (3) 実施すべき治山事業の数量

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

令和元年12月27日樹立の地域森林計画のとおり

### 2 その他必要な事項

該当なし